

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）が令和2年4月1日から施行され、同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されたことから、パートタイム・有期雇用労働者の就業形態について、企業における雇用管理の状況、待遇や働き方に対する労働者個人の意識なども含めて把握し、パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況を明らかにして、パートタイム・有期雇用労働者に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 調査対象の範囲

ア 地域 全国

イ 産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の16大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

ウ 事業所

次の（ア）又は（イ）に属する事業所

（ア）事業所における産業分類（以下、事業所産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所

（イ）組織全体の主な事業の内容による産業分類（以下、企業産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する企業等に属する事業所（単独事業所又は本所である事業所に限る。）

エ 労働者

上記ウ（ア）の対象となる事業所に就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者

(2) 調査客体

ア 事業所調査

（ア）上記（1）ア、イ及びウ（ア）に属する事業所から事業所産業分類、事業所規模別に無作為に抽出した事業所

（イ）上記（1）ア、イ及びウ（イ）に属する事業所から企業産業分類、企業規模別に無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

イ 個人調査

上記ア（ア）の事業所調査の対象の事業所において就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者を調査客体とした。

3 調査事項

（1）事業所調査（事業所票）

以下のイ～クの事項については企業全体（組織全体）の状況を単独事業所又は本所である事業所に対してのみ回答を求めた。

ア 事業所の属性

- （ア）事業所が属する組織全体の常用労働者数規模、事業所の常用労働者数
- （イ）就業形態・性別常用労働者数
- （ウ）パートタイム・有期雇用労働者数のうち定年後、継続雇用している常用労働者数

イ 雇用管理の状況等

- （ア）企業の主要産業
- （イ）雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態
- （ウ）パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由
- （エ）パートタイム・有期雇用労働者の人事異動の実施状況
- （オ）パートタイム・有期雇用労働者の役職者の種類
- （カ）就業形態別、基本給決定の際に考慮した内容
- （キ）就業形態別、教育訓練の実施状況
- （ク）就業形態別、手当・各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況

ウ 正社員への転換制度

- （ア）パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度の有無、その基準
- （イ）パートタイム・有期雇用労働者から正社員に転換する際の雇用形態
- （ウ）過去3年間における正社員への転換希望者、転換者の有無
- （エ）パートタイム・有期雇用労働者を正社員へ転換する際に支障となる点

エ 待遇の説明

- （ア）令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への待遇の雇入れ時等の説明
- （イ）令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への正社員との待遇差に関する説明の有無及び説明方法

オ 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理状況

- （ア）正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無、基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払の有無及び算定方法
- （イ）正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合

カ 職務、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じパートタイム・有期雇用労働者の有無

キ パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識

ク 令和2年4月（中小企業の場合は、令和3年4月）に施行された「不合理な待遇差の禁止」に対応するための見直しの有無及び見直し内容

(2) 個人調査（個人票）

ア 個人の属性

- (ア) 性、年齢
- (イ) 最終学歴又は在学の状況
- (ウ) 正社員として働いた経験の有無
- (エ) 配偶者の有無、配偶者の就業状況等、配偶者の昨年の年収階級
- (オ) 同居家族の有無及び同居家族の続柄
- (カ) 主な収入源
- (キ) 現在の就業形態
- (ク) 現在の会社における勤続期間
- (ケ) 1週間の出勤日数、1日の所定労働時間
- (コ) 令和3年9月の残業の有無、月間残業時間

イ 働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由

ウ パートタイム・有期雇用労働者の労働条件等について

- (ア) 給与形態
- (イ) 令和2年（1年間）に現在の就業形態で働いて得た年収
- (ウ) 雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況
- (エ) 過去1年間の就業調整の有無及び就業調整の理由
- (オ) 現在の職種
- (カ) 役職の有無及び内容
- (キ) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金水準についての意識
- (ク) 教育訓練（OJT）の状況
- (ケ) 教育訓練（Off-JT）の有無及び内容
- (コ) 利用できる福利厚生
- (サ) 利用できる休暇制度、休暇取得のしやすさ、休暇取得がしにくい理由
- (シ) パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識
- (ス) 採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇についての説明状況
- (セ) 令和2年4月以降（中小企業で働いている場合は、令和3年4月以降）の正社員の待遇との差についての説明の要求の有無及び結果、説明を求めたことがない理由

エ パートタイム・有期雇用労働者の仕事についての考え方

- (ア) 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容、賃金についての不満・不安
- (イ) 今後の働き方の希望
- (ウ) 正社員になりたいと考える理由
- (エ) 正社員になった場合に希望する制度

4 調査の基準となる期日及び実施期間

令和3年10月1日現在の状況について、事業所調査は令和3年9月24日から10月15日までの間に、個人調査は令和3年10月18日から11月30日までの間に実施した。

5 調査組織

(1) 事業所調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－報告者

調査票の回収：厚生労働省－報告者

(2) 個人調査

個人票の配布：厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

調査票の回収：厚生労働省－報告者

6 調査方法

(1) 調査票

この調査は次の調査票によって実施した。

ア 事業所票（11頁参照）

イ 個人票（23頁参照）

(2) 調査票の配布

ア 事業所票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が業務を委託した民間事業者からの郵送により行った。

イ 個人票は、回収した事業所票から厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が業務を委託した民間事業者が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への配布を依頼した。

(3) 調査票の回収

事業所票は郵送又はオンラインにより、個人票は郵送により厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が調査票を回収した。

7 集計方法

回収した調査票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室で記入不備や記入誤り等を点検し、回答内容が明らかに誤っていると考えられる場合は、合理的と考えられる範囲で必要な補正を行い、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計した。

8 標本抽出方法

(1) 母集団及び抽出枠

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び個人を母集団とし、事業所の抽出枠に

は事業所母集団データベース（令和元年度フレーム）における事業所名簿を使用した。

（2）抽出区分

ア 事業所調査

（ア）事業所産業（19区分）、事業所規模（5区分）別に層化無作為抽出

（イ）企業産業（19区分）、企業規模（7区分）別に層化無作為抽出

（重複是正措置実施）

イ 個人調査

上記ア（ア）で抽出された事業所において就業しているパートタイム・有期雇用労働者から、就業形態別に無作為抽出。

（3）目標精度

ア 事業所調査

抽出する単独事業所又は本所である事業所数は、回収率の前提を約60%とし、以下の算式を用いて、企業産業、企業規模別にある属性を有する企業割合の標準誤差が約5%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{n}}$$

C：標準誤差

N：単独事業所又は本所である事業所の総数

n：回答事業所数

p：ある属性を持つ企業割合（0.5のとき**C**が最大）

イ 個人調査

事業所票の回収率を約60%、個人票の回収率の前提を60%とし、下記の算式を用いて、事業所産業、事業所規模別に「無期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用フルタイム労働者」のそれぞれの就業形態の労働者区分ごとに、ある属性を持つ労働者の割合の標準誤差が原則10%以内となるよう考慮して設定した。

※ ただし、事業所票の抽出率を100%としても標準誤差が10%を超える産業・規模区分については、標準誤差約10%の精度を確保できていない。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right) p(1 - p)}$$

C：標準誤差

M：事業所の総数

m：個人調査の調査対象事業所の回答事業所数

N：それぞれの就業形態別の労働者の総数

n：回答労働者数

S : ある属性をもつ労働者の割合の事業所間標準偏差の最大値 (=0.5)

p : ある属性を持つ労働者の割合 (0.5 のとき C が最大)

9 結果の推計及び標準誤差

(1) 事業所調査における推計方法

企業全体(組織全体)の状況を単独事業所又は本所である事業所(以下、「企業」という。)に対して調査した事業所調査における「ある属性を有する企業割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, 2, \dots, H$: 企業調査における層(企業規模、企業産業別)

M_h : 層 h における母集団企業数

$$M = \sum_{h=1}^H M_h$$

m_h : 層 h における回答企業数

x_{hi} : 層 h における i 番目 ($i = 1, 2, \dots, m_h$) の回答企業のある属性の有無(属性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、「ある属性を有する企業割合」の推計値 \bar{x} は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^H \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

で算出した。ただし、 $M_h < m_h$ となる層がある場合は、 $M_h/m_h = 1$ として算出した。

(2) 個人調査における推計方法

個人調査は、事業所調査に回答のあった事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している「無期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用フルタイム労働者」を第2次抽出単位とする層化二段無作為抽出であるため、ある属性を有する「無期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用パートタイム労働者」、「有期雇用フルタイム労働者」の推計値については、以下のとおり算出した。

$k = 1, 2, \dots, K$: 個人調査における層(事業所規模、事業所産業別)

M_k : 層 k における母集団事業所数

$$M = \sum_{k=1}^K M_k$$

m_k : 層 k における回答事業所数

$e = 1, 2, 3$: パートタイム・有期雇用労働者の就業形態 ($e = 1$ は「無期雇用パートタイム」を、 $e = 2$ は「有期雇用パートタイム」を、 $e = 3$ は「有期雇用フルタイム」を表す。)

$g = 1, 2$: パートタイム・有期雇用労働者の性別 ($g = 1$ は男、 $g = 2$ は女、空白は男女計を表す。)

N_{ki}^{eg} : 層 k における第 i 番目 ($i = 1, 2, \dots, m_k$) の回答事業所における就業形態 e 、

性別 g のパートタイム・有期雇用労働者の総数

このとき、事業所調査による層 k 及び産業、規模計における就業形態 e 、性別 g のパートタイム・有期雇用労働者の推計値 \hat{S}_k^{eg} 、 \hat{S}^{eg} をそれぞれ、以下により算出した。

$$\hat{S}_k^{eg} = \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} N_{ki}^{eg} \quad , \quad \hat{S}^{eg} = \sum_{k=1}^K \hat{S}_k^{eg}$$

以下では、 $e = 1$ 「無期雇用パートタイム」における「ある属性を有する無期雇用パートタイム労働者の割合」の算出について記載するが、 $e = 2, 3$ の場合も同様に算出した。

n_{ki}^{1g} : 層 k における第 i 番目の回答事業所のうち個人調査に回答した性別 g の「無期

雇用パートタイム」労働者数 (ただし、層 k における第 i 番目の回答事業所から個人調査に回答した労働者がいない場合は「0」)

x_{kip}^{1g} : n_{ki}^{1g} のうち第 p 番目に個人調査に回答した「無期雇用パートタイム」労働者のあ

る属性の有無 (属性があれば「1」、属性がなければ「0」)

このとき、ある属性を有する「無期雇用パートタイム」労働者の推計値 \hat{T}_x^{1g} 及び「無期雇用パートタイム」労働者の総人数の推計値 \hat{T}_y^{1g} は、

$$\hat{T}_x^{1g} = \sum_{g=1}^2 \hat{T}_x^{1g} \quad , \quad \hat{T}_y^{1g} = \sum_{g=1}^2 \hat{T}_y^{1g}$$

$$\hat{T}_x^{1g} = \sum_{k=1}^K r_k^{1g} \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}^{1g}}{n_{ki}^{1g}} \sum_{p=1}^{n_{ki}^{1g}} x_{kip}^{1g} \quad , \quad \hat{T}_y^{1g} = \sum_{k=1}^K r_k^{1g} \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}^{1g}}{n_{ki}^{1g}} n_{ki}^{1g}$$

(ただし、 $n_{ki}^{1g} = 0$ の場合は、 $N_{ki}^{1g} / n_{ki}^{1g} = 0$ として算出した。)

により算出した。また、「ある属性を有する無期雇用パートタイム労働者の割合」 \hat{R}_x^{1g} は、

$$\hat{R}_x^{1g} = \frac{\hat{T}_x^{1g}}{\hat{T}_y^{1g}}$$

により算出した。ただし、

r_k^{1g} : 層 k における個人調査による性別 g の「無期雇用パートタイム」労働者の推計値

$\frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}^{1g}}{n_{ki}^{1g}} n_{ki}^{1g}$ に対する層 k における事業所調査による性別の「無期雇用パートタイム」労働者の推計値 \hat{S}_k^{1g} の比率 ($r_k^{1g} = \hat{S}_k^{1g} / \left(\frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}^{1g}}{n_{ki}^{1g}} n_{ki}^{1g} \right)$) であり、 $\hat{T}_y^{1g} \doteq \hat{S}_k^{1g}$ である。)

である。また、 $N_{ki}^{1g} < n_{ki}^{1g}$ となる事業所がある場合は、 $\frac{N_{ki}^{1g}}{n_{ki}^{1g}} = 1$ として算出した。

なお、「ある属性を有するパートタイム・有期雇用労働者の割合」 \hat{R}_x は、

$$\hat{R}_x = \frac{\sum_{e=1}^3 \hat{T}_x^e}{\sum_{e=1}^3 \hat{T}_y^e}$$

により算出した。

(3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

ア 事業所調査

(1) で掲げた「ある属性を有する企業割合」の推計値 \bar{x} の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^L M_h (M_h - m_h) \left(\frac{\text{Var}(x_h)}{m_h} \right)$$

で算出した。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad , \quad \text{Var}(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

イ 個人調査

(2) で掲げた「ある属性を有するパートタイム・有期雇用労働者割合」の推計値 \hat{R}_x の場合、その分散の推計値は、

$$\begin{aligned} \hat{V}(\hat{R}_x) = \hat{R}_x^2 \sum_{k=1}^K r_k^2 \left\{ \left(\frac{M_k}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{m_k} - \frac{1}{M_k} \right) \left(\frac{\text{Var}(T_{xk})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(T_{yk})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{xk}, T_{yk})}{T_x T_y} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \left(\frac{N_{ki}}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{n_{ki}} - \frac{1}{N_{ki}} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_{ki})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(Y_{ki})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{ki}, Y_{ki})}{T_x T_y} \right) \right\} \end{aligned}$$

で算出した。ただし、

$k = 1, 2, \dots, K$: 個人調査における層 (事業所規模、事業所産業、性、就業形態別)

N_{ki} : 層 k における第 i 番目 ($i = 1, 2, \dots, m_k$) の回答事業所におけるある就業形態、性別のパートタイム・有期雇用労働者の総数

n_{ki} : 層 k における第 i 番目の回答事業所のうち個人調査に回答したある就業形態、性別の労働者数 (ただし、層 k における第 i 番目の回答事業所から個人調査に回答した労働者がいない場合は「0」)

X_{kip} : n_{ki} のうち第 p 番目に個人調査に回答した「無期雇用パートタイム」労働者のある属性の有無 (属性があれば「1」、属性がなければ「0」)

Y_{kip} : 層 k における第 i 番目の回答事業所の第 p 番目の回答労働者数 (= 1 人)

$$\hat{N} = \sum_{k=1}^K r_k \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} Y_{kip},$$

$$T_x = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{k=1}^K r_k \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} X_{kip}, \quad T_y = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{k=1}^K r_k \frac{M_k}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} \frac{N_{ki}}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} Y_{kip}$$

$$\overline{T_{x_k}} = \frac{1}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} T_{x_{ki}}, \quad T_{x_{ki}} = \frac{N_{ki}}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} x_{kip}, \quad \overline{X_{ki}} = \frac{1}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} X_{kip},$$

$$\overline{T_{y_k}} = \frac{1}{m_k} \sum_{i=1}^{m_k} T_{y_{ki}}, \quad T_{y_{ki}} = \frac{N_{ki}}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} Y_{kip}, \quad \overline{Y_{ki}} = \frac{1}{n_{ki}} \sum_{p=1}^{n_{ki}} Y_{kip},$$

$$\text{Var}(T_{x_k}) = \frac{1}{m_k - 1} \sum_{i=1}^{m_k} (T_{x_{ki}} - \overline{T_{x_k}})^2, \quad \text{Var}(X_{ki}) = \frac{1}{n_{ki} - 1} \sum_{p=1}^{n_{ki}} (X_{kip} - \overline{X_{ki}})^2$$

$$\text{Var}(T_{y_k}) = \frac{1}{m_k - 1} \sum_{i=1}^{m_k} (T_{y_{ki}} - \overline{T_{y_k}})^2, \quad \text{Var}(Y_{ki}) = \frac{1}{n_{ki} - 1} \sum_{p=1}^{n_{ki}} (Y_{kip} - \overline{Y_{ki}})^2$$

$$\text{Cov}(T_{x_k}, T_{y_k}) = \frac{1}{m_k - 1} \sum_{i=1}^{m_k} (T_{x_{ki}} - \overline{T_{x_k}}) (T_{y_{ki}} - \overline{T_{y_k}}),$$

$$\text{Cov}(X_{ki}, Y_{ki}) = \frac{1}{n_{ki} - 1} \sum_{p=1}^{n_{ki}} (X_{kip} - \overline{X_{ki}}) (Y_{kip} - \overline{Y_{ki}})$$

である。

(4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度の結果は、次の表の通りである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

企業産業／企業規模	就業形態計		無期雇用パートタイム		有期雇用パートタイム		有期雇用フルタイム	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	75.4	1.0	51.4	1.1	27.1	1.0	23.2	0.9
鉱業、採石業、砂利採取業	47.8	4.2	22.3	3.6	11.8	2.2	25.7	3.3
建設業	38.0	4.0	23.2	3.5	7.6	1.9	12.2	2.4
製造業	76.8	2.0	52.4	2.2	28.7	1.8	31.3	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	67.1	4.0	16.9	2.8	40.2	3.7	49.2	3.7
情報通信業	67.2	4.6	24.2	4.2	30.5	4.0	43.3	4.4
運輸業、郵便業	56.6	3.5	34.7	3.3	27.3	2.8	23.9	2.5
卸売業、小売業	83.2	2.5	57.6	3.1	29.8	2.7	21.4	2.3
金融業、保険業	66.8	3.9	30.4	3.6	37.8	3.5	37.3	3.4
不動産業、物品賃貸業	67.9	5.1	32.7	4.9	38.1	5.0	36.9	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	64.8	5.1	38.2	5.1	26.6	4.4	30.1	4.5
宿泊業、飲食サービス業	97.4	1.7	81.2	3.9	22.2	4.1	12.6	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	84.4	4.1	65.1	4.9	27.5	4.1	20.6	3.6
教育、学習支援業	91.5	2.8	50.6	4.5	55.2	4.5	23.6	3.2
医療、福祉	87.8	2.5	66.0	3.4	30.1	2.9	21.1	2.5
複合サービス事業	87.7	2.6	33.1	2.7	66.7	2.9	68.1	2.9
サービス業（他に分類されないもの）	75.8	2.0	40.1	2.2	35.9	2.0	35.1	1.9
企業規模計	75.4	1.0	51.4	1.1	27.1	1.0	23.2	0.9
1000人以上	99.1	0.3	65.7	1.5	90.4	1.0	88.7	1.1
500～999人	99.0	0.3	54.7	1.6	87.1	1.1	84.2	1.2
300～499人	99.0	0.3	50.6	1.7	80.7	1.3	81.8	1.4
100～299人	96.7	0.5	43.8	1.4	74.6	1.2	73.9	1.2
50～99人	92.1	0.7	48.3	1.4	55.6	1.4	54.0	1.4
30～49人	85.4	1.0	49.0	1.5	41.4	1.5	34.9	1.4
5～29人	71.7	1.2	52.2	1.4	20.1	1.2	16.1	1.0

注) 事業所票は「企業産業・企業規模、雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態別企業割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

事業所産業／事業所規模	就業形態計		無期雇用パートタイム		有期雇用パートタイム		有期雇用フルタイム	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	69.7	2.7	53.3	4.5	70.6	4.2	94.8	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	86.6	3.8	85.4	6.1	64.1	13.3	92.3	3.9
建設業	79.9	4.3	35.4	5.7	68.2	19.0	98.3	0.7
製造業	85.4	2.1	74.9	4.8	82.6	3.3	97.5	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	85.3	2.1	52.1	7.7	83.1	3.3	90.9	2.4
情報通信業	83.5	4.8	50.3	12.2	75.2	10.1	98.5	0.9
運輸業、郵便業	75.9	3.3	74.0	3.3	65.1	5.9	93.0	4.1
卸売業、小売業	59.3	7.8	51.7	9.1	56.9	15.1	93.1	6.4
金融業、保険業	86.4	2.6	79.4	5.6	80.6	4.6	99.0	0.7
不動産業、物品賃貸業	71.9	5.7	59.7	9.4	68.8	8.9	98.5	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	82.2	3.9	85.9	6.0	68.0	7.7	94.2	1.3
宿泊業、飲食サービス業	61.4	8.7	32.8	9.9	82.5	7.6	96.7	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	72.4	4.7	60.0	7.7	73.4	7.2	92.3	4.5
教育、学習支援業	68.5	2.8	35.6	2.0	68.0	3.9	85.6	4.9
医療、福祉	67.8	4.6	51.4	9.5	70.1	4.1	95.2	1.6
複合サービス事業	82.4	2.5	73.6	5.8	71.3	4.3	95.7	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	79.0	3.9	63.0	9.1	77.2	5.4	95.3	1.7
事業所規模計	69.7	2.7	53.3	4.5	70.6	4.2	94.8	1.2
1000人以上	87.2	3.0	89.1	4.5	79.4	5.3	96.5	1.1
300～999人	85.0	1.7	78.1	3.2	79.4	3.1	96.5	0.9
100～299人	77.8	3.2	83.1	6.4	66.8	4.8	91.6	4.5
30～99人	71.7	4.3	54.9	9.5	74.0	3.5	92.7	1.7
5～29人	60.7	4.9	43.7	5.4	66.5	10.0	97.8	1.1

注) 個人票は「就業形態、事業所産業・事業所規模別の雇用保険の加入の有無別労働者割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

10 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査

調査客体数 29,416 事業所

(調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 17,675 事業所)

有効回答数 15,263 事業所 有効回答率 51.9%

(有効回答数 15,263 事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 8,964 事業所)

(2) 個人調査

調査客体数 22,974 人 有効回答数 13,114 人 有効回答率 57.1%

なお、有効回答数 13,114 人のうち、就業形態が「無期雇用パートタイム」の労働者は 2,750 人、「有期雇用パートタイム」の労働者は 4,024 人、「有期雇用フルタイム」の労働者は 6,340 人

11 調査票



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所票)

所在地

(ふりがな)
記入者氏名

事業所名

所属部署

電話番号 内線

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	種類

主な事業の内容

政府統計コード
調査対象者ID
初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくことも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」やマイナンバー(個人番号)を記入しないようご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとに指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

※ 貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- この調査は、常用労働者が5人以上の事業所又は企業規模5人以上の事業所を対象としています。
 - 事業所の範囲は、同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
 - 問1～問2は全ての事業所がご回答ください。また、問3以降は、単独事業所又は本所となる事業所(4ページの注12又は注13を参照)が組織全体の状況についてご回答ください。
 - 特に断りのない限り、**令和3年10月1日**現在の状況について記入してください。
 - 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
 - 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **:4:5**)
 - 該当する労働者がいない場合は「0」を記入してください。
 - 令和3年10月15日(金)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、投函してください。

問1 貴事業所が属する**組織全体**(注1)(本所・本社、支所・支社、営業所・工場等を含む)の常用労働者(注2)数は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1)「**組織全体**」とは、法人の場合は、法人単位で、お考えください。例えば、大手コンビニのフランチャイズ店(直営店以外)は、当該コンビニ企業の事業所とはならないため、法人としてお答えください。また、「□□法人●●会××病院」といった場合は、□□法人●●会が××病院を経営しているのであれば、××病院を含めた□□法人●●会が組織全体となります。

(注2) **常用労働者**とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者、パートタイム労働者又は有期雇用労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば**常用労働者に含めてください**。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・**貴事業所が派遣先の場合**、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は**常用労働者に含めないでください**。

以下、注3～11は、次ページの間2の注です。

- (注3) 「**正社員**」とは、常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者を除いた正規雇用の労働者をいいます。(短時間正社員(注4)を含みます。)
- (注4) 「**短時間正社員**」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間(日数)が短い正社員をいいます。
- (注5) 「**パートタイム・有期雇用労働者**」とは、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」全ての就業形態の労働者をいいます。
- (注6) 「**無期雇用パートタイム**」とは、常用労働者のうち、貴企業(事業所)に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された通常の労働者(正社員)に比べて短い労働者をいいます。
- (注7) 「**有期雇用パートタイム**」とは、常用労働者のうち、貴企業(事業所)に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者(正社員)に比べて短い労働者をいいます。
- (注8) 「**有期雇用フルタイム**」とは、常用労働者のうち、貴企業(事業所)に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者(正社員)と同じ労働者をいいます。
- (注9) 「**定年後、継続雇用している労働者**」とは、定年年齢に達し、一旦退職させた後にパートタイム・有期雇用労働者として再び雇用する者(高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主(65歳以上の雇用の場合は他社を含む)として、貴事業所が定年年齢を超えて雇用する者を含む)をいいます。なお、高年齢者雇用安定法に基づき、貴事業所が定年後の継続雇用制度として、特殊関係事業主(65歳以上の雇用の場合は他社を含む)に、送り出した高年齢労働者については計上しないものとします。
- (注10) 「**臨時労働者**」とは、常用労働者に該当しない労働者(雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)をいいます。
- (注11) 「**派遣労働者(受け入れ)**」とは、貴事業所に派遣されている労働者をいいます。

☆ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	無期雇用パートタイム	有期雇用パートタイム	有期雇用フルタイム
①対象労働者数			
②調査対象労働者数			

(注) ②の上限値は、無期雇用パートタイムは5人、有期雇用パートタイムは3人、有期雇用フルタイムは5人である。

P1「種別」が2又は4の場合は、「有期雇用パートタイム」の②調査対象労働者数は0である。

貴事業所が単独事業所(注12)又は本所(注13)である場合は、この頁の間3以降に回答してください。

支所(注14)の場合は、これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年10月15日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

後日、ご回答いただいた労働者数に応じ、個人票を送付いたしますので、調査にご協力お願いします。

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のうち、貴事業所が属する組織全体(本社、支社、営業所、工場等を含む。以下同じ。)で雇用している各就業形態毎に回答してください。各就業形態の中で、職種や事業所、個々の労働者によって取扱いが異なる場合は、最も人数が多い取扱いについて記入してください。

(注12) 「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいいます。

(注13) 「**本所**」とは、他の場所に同一の支所(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。

(注14) 「**支所**」とは、本所(本社・本店)から統括を受けている事業所をいいます。

問3 組織全体の主要産業を一つ選んでください。

鉱業，採石業，砂利採取業	01
建設業	02
製造業	03
電気・ガス・熱供給・水道業	04
情報通信業	05
運輸業，郵便業	06
卸売業，小売業	07
金融業，保険業	08
不動産業，物品賃貸業	09
学術研究，専門・技術サービス業	10
宿泊業，飲食サービス業	11
生活関連サービス業，娯楽業	12
教育，学習支援業	13
医療，福祉	14
複合サービス事業	15
サービス業(他に分類されないもの)	16

26

問4 組織全体で雇用している「パートタイム・有期雇用労働者」の就業形態を**すべて**選んでください。

無期雇用パートタイム	有期雇用パートタイム	有期雇用フルタイム	雇用していない
1	2	3	4

27

問5～問9、問10(1)(3)は、問4で選択した就業形態のみについて、回答してください。

なお、正社員がない場合は、これで調査は終わりです。12ページの末尾をご覧ください。

「4」を選択した場合は、これで調査は終わりです。12ページの末尾をご覧ください。

問5 「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用する理由について、就業形態別に該当するものをすべて選んでください。

	無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム
学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	01	01	01
人を集めやすいため	02	02	02
家庭の事情等により中途退職した正社員の再雇用のため	03	03	03
定年退職者の再雇用のため	04	04	04
正社員の代替要員の確保のため	05	05	05
仕事内容が簡単なため	06	06	06
人件費が割安なため(労務コストの効率化)	07	07	07
システム化によって比較的簡易な業務が増加したため	08	08	08
1日の忙しい時間帯に対処するため	09	09	09
一定期間の繁忙に対処するため	10	10	10
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	11	11	11
経験・知識・技能のある人を採用したいため	12	12	12
その他	13	13	13
	28	29	30

問6 「パートタイム・有期雇用労働者」の人材活用の状況についてお答えください。

(1) 人材活用の一環としての人事異動を行っていますか。

行っている場合には、人事異動の幅(注15)や頻度は正社員と比べてどのように行っているか、就業形態別に最も当てはまるものをそれぞれ選んでください。

人事異動		無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム
人事異動を行っている	正社員と同じ	1	1	1
	正社員とは異なる	2	2	2
人事異動を正社員には行っているが、パートタイム・有期雇用労働者には行っていない		3	3	3
人事異動を正社員にも パートタイム・有期雇用労働者にも行っていない		4	4	4
		31	32	33

(注15)「人事異動の幅」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署への異動や、他の職種への異動の範囲のことをいいます。

(2) 「パートタイム・有期雇用労働者」の役職者(何らかの役職名がある者、部下がいる者等)はいますか。

該当するものをすべて選んでください。

	無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム
所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)まで	1	1	1
現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)まで	2	2	2
所属グループのみの責任者等比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)まで	3	3	3
	34	35	36

問7 「正社員」及び「パートタイム・有期雇用労働者」の基本給は何を考慮して決定していますか。
就業形態別にそれぞれ該当するものをすべて選んでください。

基本給の決定の際の考慮点	正社員	無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム
職務(業務の内容及び責任の程度)	01	01	01	01
職務の成果	02	02	02	02
能力、経験	03	03	03	03
配置転換や人事異動の有無	04	04	04	04
転勤可能性の有無	05	05	05	05
残業の有無	06	06	06	06
地域での賃金相場	07	07	07	07
最低賃金(地域別・産業別)	08	08	08	08
同業種の他企業の賃金相場	09	09	09	09
勤続年数	10	10	10	10
年齢	11	11	11	11
学歴	12	12	12	12
その他	13	13	13	13

問8 「正社員」及び「パートタイム・有期雇用労働者」の教育訓練は、どのようになっていますか。
就業形態別に該当するもの(一部で実施も含む)をすべて選んでください。

教育訓練の種類	実施している				正社員、 パートタイム・有期雇用労働者のいずれにも実施していない
	正社員	無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム	
日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練(OJT)(注16)	1	2	3	4	5
入職時のガイダンス(Off-JT)(注17)	1	2	3	4	5
職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練(Off-JT)	1	2	3	4	5
将来のためのキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)	1	2	3	4	5
自己啓発費用の補助(注18)	1	2	3	4	5

(注16)「OJT」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどを含みます。

(注17)「Off-JT」とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間機関の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含みます。

(注18)「自己啓発費用の補助」とは、従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)に対する費用を援助することをいいます。

問9 各種制度等について伺います。

「**正社員**」及び「**パートタイム・有期雇用労働者**」の手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用はどのようになっていますか。就業形態別に該当するもの(一部で実施も含む)を**すべて**選んでください。

各種制度の実施、福利厚生施設の利用	実施している				正社員、パートタイム・有期雇用労働者のいずれにも実施していない		
	正社員	無期雇用 パートタイム	有期雇用 パートタイム	有期雇用 フルタイム			
定期的な昇給	1	2	3	4	5	46	
人事評価・考課	1	2	3	4	5	47	
手当の種類	通勤手当	1	2	3	4	5	48
	精勤手当	1	2	3	4	5	49
	役職手当	1	2	3	4	5	50
	家族手当	1	2	3	4	5	51
	住宅手当	1	2	3	4	5	52
賞与	1	2	3	4	5	53	
退職金	1	2	3	4	5	54	
企業年金	1	2	3	4	5	55	
人間ドックの補助	1	2	3	4	5	56	
法定外の休暇(夏季冬季休暇や病気休暇など)	1	2	3	4	5	57	
慶弔休暇	1	2	3	4	5	58	
給食施設(食堂)の利用	1	2	3	4	5	59	
休憩室の利用	1	2	3	4	5	60	
更衣室の利用	1	2	3	4	5	61	

問10 「パートタイム・有期雇用労働者」の「正社員」への転換についてお答えください。

(1) 「パートタイム・有期雇用労働者」を「正社員」へ転換する制度がありますか。

就業形態	制度有り	制度無し
無期雇用パートタイム	1	2
有期雇用パートタイム	1	2
有期雇用フルタイム	1	2

62

63

64

「1」を選択した場合は下へお進みください。

「パートタイム・有期雇用労働者」を「正社員」に転換する際に、何に基づいて「正社員」への転換を実施していますか。該当するものをすべて選んでください。

転換の基準	
人事評価の結果	1
パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦	2
筆記試験の結果	3
人事部門などによる面接の結果	4
(一定の)職務経験年数	5
職場内の格付け等級制度における(一定の)位置付け	6
パートタイム・有期雇用労働者の保有する資格	7
その他	8

65

(2) 「パートタイム・有期雇用労働者」から「正社員」への転換に当たり、どのような雇用形態がありますか。

該当するものをすべて選んでください。

雇用形態	
短時間正社員 (注4)	1
勤務地限定正社員 (注19)	2
職種限定正社員 (注20)	3
勤務地・職種の限定のないフルタイムの正社員	4

66

(注4) 「短時間正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間(日数)が短い正社員をいいます。

(注19) 「勤務地限定正社員」とは、企業において、正社員に対して勤務地の変更(転勤)を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

(注20) 「職種限定正社員」とは、企業において、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

- (3) 過去3年間(平成30年10月～令和3年9月)に正社員への転換を希望し、転換した「パートタイム・有期雇用労働者」はいましたか。就業形態別に該当するものを選んでください。

就業形態	正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者がいた			正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者がいたかどうか分からない	
	実際に正社員に転換した者がいた	正社員に転換した者はいなかった	正社員に転換した者がいたかどうか分からない	正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者はいなかった	正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者がいたかどうか分からない
無期雇用パートタイム	1	2	3	4	5
有期雇用パートタイム	1	2	3	4	5
有期雇用フルタイム	1	2	3	4	5

- (4) 「パートタイム・有期雇用労働者」を「正社員」に転換する上で支障となっていることはありますか。該当するものをすべて選んでください。

支障となっていること		
支障となっていることがある	正社員に転換するには能力が不足している	1
	正社員に転換すると雇用調整がしにくくなる	2
	正社員としてのポストがない	3
	正社員転換への応募が少ない	4
	パートタイム・有期雇用労働者は時間外労働が困難な(場合が多い)ため正社員にしにくい	5
	パートタイム・有期雇用労働者は転勤が困難な(場合が多い)ため正社員にしにくい	6
	その他	7
支障となっていることはない		8

問11 「パートタイム・有期雇用労働者」への待遇の説明についてお答えください。

- (1) 令和2年4月以降(中小企業の場合は、令和3年4月以降)、雇入れた(更新含む)「パートタイム・有期雇用労働者」に対して、雇入れ時(更新時含む)に待遇の説明をしていますか。実施している場合、どのように説明をしていますか。該当するものをすべて選んでください。

待遇の説明を実施している	個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	1
	雇入れ時に説明会等で複数のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	2
	個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、待遇の内容を記載した文書を交付している	3
待遇の説明を実施していない		4
新たに雇入れた(更新含む)パートタイム・有期雇用労働者はいない		5

- (2) 令和2年4月以降(中小企業の場合は、令和3年4月以降)、「パートタイム・有期雇用労働者」に対し「正社員との待遇差の内容や理由」について説明をしていますか。

パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている	パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている	説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である	説明をしたことはない、今後も説明をする予定はない
1	2	3	4

72

「1」、「2」、「3」を選択した場合は下へお進みください。

- (3) 具体的にどのように説明していますか(説明する予定ですか)。該当するものをすべて選んでください。

個別の問合せに応じて書面等を発行	1
個別の問合せに応じて口頭で説明	2
説明会を開催	3
説明資料(冊子等)を作成・配布、社内システム等で掲載・周知	4
その他	5

73

- 問12 「正社員と職務が同じ」(注21)である「パートタイム・有期雇用労働者」と「正社員」について、その待遇状況を比較してお答えください。

(注21)「正社員と職務が同じ」は、業務の内容及び責任の程度が正社員と同じことをいいます。通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル(難易度)、求められる能力、責任や権限の範囲も含めてお考えください。トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断してください。

- (1) 「正社員と職務が同じ」である「パートタイム・有期雇用労働者」はいますか。

いる	いない
1	2

「2」を選択した場合は、問14へお進みください。

- (2) 「正社員と職務が同じ」である「パートタイム・有期雇用労働者」の基本賃金(基本給)、役職手当、賞与、退職金の支払はどうなっていますか。それぞれ該当するものを1つ選んでください。

		基本賃金	役職手当	賞与	退職金	
支払っている	正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいている	1	1	1	1	
	正社員の算定方法(制度・基準)とは異なる	正社員と算定要素※が全て共通している	2	2	2	2
		正社員と算定要素※が一部共通している	3	3	3	3
		正社員とは算定要素※が全く異なる	4	4	4	4
支払っていない		5	5	5	5	

※職務(業務の内容及び責任の程度)、職務の成果、能力、経験、勤続年数、学歴等の上記基本賃金(基本給)等の算定の要素となるものです。

- (3) 「**正社員と職務が同じ**」である「**パートタイム・有期雇用労働者**」の1時間当たりの基本賃金は、正社員の基本賃金に対する割合でどのくらいですか。(「**正社員**」との賃金の比較については、勤続年数がほぼ同じ労働者同士で比較してください。) 該当するものを**1つ**選んでください。

正社員より高い		1
正社員と同じ(賃金差はない)		2
正社員より低い	正社員の8割以上	3
	正社員の6割以上8割未満	4
	正社員の4割以上6割未満	5
	正社員の4割未満	6

79

- 問13 「**正社員と職務が同じ**」でかつ「**人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ**」(注22)「**パートタイム・有期雇用労働者**」はいますか。

(注22)「**人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ**」は、パートタイム・有期雇用労働者と正社員の転勤の有無を比較し、この時点で一方のみに転勤がある場合には異なると判断してください。比較の際は、実際に転勤したかどうかだけではなく、将来にわたって転勤をする見込みがあるかどうかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断してください。転勤がパートと正社員の双方にある場合、転勤の範囲の異同について、全国転勤、エリア限定など比較して違いがあるかどうかを判断してください。更に、転勤の有無及び範囲が正社員、パートタイム・有期雇用労働者とも同じ、又は双方ともに転勤がない場合は、事業所内における職務内容・配置の変更の有無及び範囲を比較し、違いがあるかどうかを判断してください。

いる	いない
1	2

80

- 問14 法令に以下のような定めがあることをどれくらいご存じですか。項目ごとに**それぞれ最も**当てはまるものを選んでください。

項目	よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で 待遇 (注23)の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の 待遇 (注23)について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の 職務内容 や 人事異動等の有無や範囲が正社員 (注22(上記参照))と同じ場合、正社員との間で差別的な 待遇 (注23)としてはならない。	1	2	3	4
事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、 待遇 (注23)に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	1	2	3	4
有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	1	2	3	4

(注23)「**待遇**」とは、基本給、賞与、退職金、各種手当、福利厚生、教育訓練などをいいます。

問15 令和2年4月(中小企業の場合は、令和3年4月)に施行された「不合理な待遇差の禁止」(事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。)の規定に対応するため、どのような見直しを行いましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

見直しを行った	パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し	01
	正社員の待遇の見直し	02
	パートタイム・有期雇用労働者の職務内容等の見直し	03
	正社員の職務内容等の見直し	04
	パートタイム・有期雇用労働者の正社員化	05
	正社員転換制度の導入・拡充	06
	パートタイム・有期雇用労働者の活用を縮小(外注化、機械化、自動化など)	07
	その他の見直し	08
	見直しは特にしていない	09
	待遇差はない	10

87

具体的にどのような待遇を見直しましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

基本給	賞与	退職金	通勤手当	扶養手当	その他の手当	有給の 休暇制度	その他の待遇
1	2	3	4	5	6	7	8

88

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年10月15日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項については、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(個人票)

都道府県番号	事業所一連番号	※区分	個人番号	※区分は2頁の就業形態の定義により記載しています。 a 無期雇用パートタイム b 有期雇用パートタイム c 有期雇用フルタイム

(記入上の注意)
1 脚注又は「職種分類表」(10頁)を参照して記入してください。
2 特に断りのない限り、**令和3年10月1日**現在の状況を記入してください。
3 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
4 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
5 数字を記入する場合は、**右詰めで**記入してください。(記入例 3)
6 **令和3年11月30日(火)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

問1 あなた自身についてお答えください。

(1) 性別

男性	女性
1	2

(2) 年齢(令和3年10月1日現在)

満	歳

(3) あなたの最終学歴についてお答えください。
(中途退学の場合は、その前の学歴の番号を選んでください。)

	中学	高校	専修学校 (専門課程)※	高専・短大	大学	大学院	在学中
最終学歴	1	2	3	4	5	6	7

※「専修学校(専門課程)」とは、専修学校で専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)を修了した人であり、専修学校(高等課程・一般課程)修了者はここには含めません。専修学校(高等課程)を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでいう学歴には専修学校(一般課程)や各種学校(自動車教習所等)は除きます。

(4) 「正社員」(注1)として働いた経験はありますか。

ある	ない
1	2

- (注1) 「正社員」とは、常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者(注2)を除いた正規雇用の労働者をいいます。
(短時間正社員を含みます。〔短時間正社員とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間(日数)が短い正社員をいいます。〕)
- (注2) 「パートタイム・有期雇用労働者」とは、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」全ての就業形態の労働者をいいます。(2ページの注3～5をご参照ください。)

問2 あなたの家族についてお答えください。

(1) 配偶者(事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない方も含みます)はいですか。

いる	1
いない	2

あなたの配偶者の就業状況等についてお答えください。

正社員 (正職員)	非正規雇用 労働者 (パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等)	務労者 ・役員	自営業・自 由業	学生	無職(専業主婦(夫)を含む)
1	2	3	4	5	6

あなたの配偶者の昨年(令和2年1月～12月)の年収(税込)はどのくらいですか。

年収 なし	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600～800 万円未満	800～1,000 万円未満	1,000万円 以上	わからない
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

(2) あなたは誰かと同居していますか。同居している※家族の続柄について該当するものをすべて選んでください。

配偶者	同居している※					同居して いない
	子ども		親	兄弟姉妹	その他	
	18歳未満	18歳以上				
1	2	3	4	5	6	7

※この調査における「同居している」とは、同一生計で同じ敷地に住んでいることをいいます。

問3 あなたの生活は主に何によっていますか。

(該当するものがいくつかある場合は、最も人数の多いものを選んでください。)

主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子どもの収入で暮らしている	その他
1	2	3	4	5

問4 現在の就業形態についてお答えください。

現在どのような就業形態で働いていますか。

無期雇用パートタイム(注3)	有期雇用パートタイム(注4)	有期雇用フルタイム(注5)
1	2	3

(注3)「無期雇用パートタイム」とは、期間を定めずに雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者(正社員)に比べて短い労働者をいいます。

(注4)「有期雇用パートタイム」とは、1か月以上の期間を定めて雇われている者であって、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者(正社員)に比べて短い労働者をいいます。

(注5)「有期雇用フルタイム」とは、1か月以上の期間を定めて雇われている者であって、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者(正社員)と同じ労働者をいいます。

問5 あなたが現在の就業形態で現在の会社で働き始めてからどれくらいの期間になりますか。

年 月 (1か月未満の日は1か月と数えてください。)

問6 あなたの現在の会社での出勤日数、労働時間等についてお答えください。

(1)、(2)ともに、規則、契約等で定められているあなたの出勤日数、所定労働時間を記入してください。

(1) 1週間の出勤日数

週 日

(2) 1日の所定労働時間

(残業は含まない)

1日 時間 分

(3) 令和3年9月に残業はありましたか。

現在の会社に勤めていた		現在の会社に勤めていなかった
残業があった	残業はなかった	
1	2	3

月間何時間残業をしましたか。

時間(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)

問7 働いている理由及び現在の就業形態を選んだ理由についてお答えください。

(1) あなたが働いている理由は何ですか。該当するものをすべて選んでください。

家計の主たる稼ぎ手として、生活を維持するため	01	
主たる稼ぎ手ではないが、	生活を維持するには不可欠のため	02
	子どもの教育費や住送りの足しにするため	03
	住宅ローン等の返済の足しにするため	04
	家計の足しにするため(上記02～04以外)	05
自分の学費や娯楽費を稼ぐため	06	
資格・技能を活かすため	07	
以前の就業経験を活かすため	08	
生きがい・社会参加のため	09	
時間が余っているため	10	
子どもに手がかからなくなったため	11	
その他	12	

22

問10 雇用保険、社会保険の加入についてお答えください。

(1) あなたは現在、雇用保険に加入していますか。(別の会社で加入している場合も「加入している」を選んでください。)

加入している	加入していない	わからない
1	2	3

27

(2) あなたは現在、社会保険(①公的年金及び②公的医療保険)に加入していますか。

① 公的年金の加入状況

「厚生年金保険」の被保険者になっている(別の会社で加入している場合も含みます)	1
配偶者の加入している「厚生年金保険」の被扶養配偶者になっている(国民年金第3号被保険者)	2
上記以外で、国民年金の被保険者(国民年金第1号被保険者)になっている	3
公的年金に加入していない	4

27

② 公的医療保険の加入状況

被用者保険(健康保険、共済組合、船員保険)に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入している場合も含みます)	1
家族が加入している被用者保険(健康保険、共済組合、船員保険)の被扶養者になっている	2
国民健康保険に加入している	3
後期高齢者医療制度に加入している	4
公的医療保険に加入していない	5

28

問11 あなたは、過去1年間(令和2年10月～令和3年9月)のうちに就業調整(年収の調整や労働時間の調整)をしましたか。

就業調整をしている	就業調整をしていない			わからない
	年収、所定労働時間が要件に達していないため就業調整の必要がなかった	年収等を確保するために	その他	
1	2	3	4	5

29

就業調整をした理由について、該当するものをすべて選んでください。

自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから	1
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	2
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	3
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	4
一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	5
会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため	6
現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	7
その他	8

30

問12 あなたの現在の会社での**主な**仕事内容(職種)は何ですか。

10ページの「職種分類表」を参照してお答えください。

管理的な仕事	専門的・技術的な仕事	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送・機械運転の仕事	建設・採掘の仕事	運搬・清掃・包装等の仕事	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

31

問13 あなたは現在の会社で役職(何らかの役職名がある、部下がいる等)についていますか。役職についている場合、どのような役職ですか。あなたの立場にもっとも近いものを選んでください。

役職についている	所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)	1
	現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)	2
	所属グループのみの責任者等、比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)	3
役職についていない		4

32

問14 あなたの会社での正社員との関係についてお答えください。

あなたの会社に、あなたと業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいますか。該当するものを**すべて**選んでください。

「業務の内容及び責任の程度が同じ」には、通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル(難易度)、求められる能力、責任や権限の範囲を含めてお考えください。トラブル発生時などの臨時・緊急の対応、ノウハウや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的な負担なども含めて判断してください。

「人事異動等の有無や範囲が同じ」には、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署や他の職種への異動の有無や範囲を含めてお考えください。実際に異動・転勤したかどうかだけでなく、将来にわたって異動・転勤をする見込みがあるかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断してください。また、転勤の範囲について全国転勤、エリア限定などの違いがあるかどうかも含めて判断してください。

業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる	このうち、人事異動等の有無や範囲が同じ正社員がいる	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいない	わからない
1	2	3	4

33

業務の内容及び責任の程度があなたと同じ正社員と比較して、あなたの賃金水準をどのように思いますか。

同等若しくはそれ以上の賃金水準である	1
賃金水準は高いが、納得している	2
賃金水準は低く、納得していない	3
わからない(考えたことがない)	4

34

問15 あなたの現在の会社での教育訓練等についてお答えください。

(1) 現在の仕事を行う上で必要な知識等について、日常的な業務を通じた、上司、同僚、仕事仲間からの指導やアドバイス(OJT)をもらっていますか。

十分にもらっている	1
ある程度もらっている	2
全くもらっていない	3

35

(2) 通常の仕事を一時的に離れた研修(Off-JT)はありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

あった	今の仕事を行う上で必要な知識等についてのOff-JT	1
	今の仕事には直接関係のない、将来のキャリアアップのためのOff-JT	2
なかった		3

36

問 16 あなたの現在の会社での福利厚生についてお答えください。

あなたが利用できるものは次のうちどれですか。該当するものをすべて選んでください。

給食施設(社員食堂等)の利用	更衣室の利用	休憩室の利用	人間ドックの補助	社外の活動(スポーツクラブの利用などの補助)	その他
1	2	3	4	5	6

37

問 17 あなたの現在の会社での休暇の取得についてお答えください。

あなたが利用できる休暇制度はありますか。該当するものをすべて選んでください。

年次有給休暇	慶弔休暇	病気休暇・休職	特別休暇(夏季休暇、年末年始休暇など)	その他の休暇	わからない
1	2	3	4	5	6

38

これらの休暇は取得しやすいですか。

希望すればいつでも取得できる	希望しても取得しにくい	わからない
1	2	3

39

休暇が取得しにくい理由は何ですか。該当するものをすべて選んでください。

職場の上司に言い出しにくいから	職場が忙しいうから	解雇など不利な取扱いがあるから	休暇を取っている人が少ないから	その他
1	2	3	4	5

40

問 18 あなたは、法令に以下のような定めがあることをどれくらいご存じですか。

項目ごとにそれぞれ最も当てはまるものを選んでください。

項目	よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇差の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇差について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	1	2	3	4
事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇差としてはならない。	1	2	3	4
事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇差に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	1	2	3	4
有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	1	2	3	4

※「待遇」とは、基本給、賞与、退職金、各種手当、福利厚生、教育訓練などをいいます。

※「人事異動等の有無や範囲」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署や他の職種への異動の有無や範囲のことをいいます。実際に異動・転勤したかどうかだけでなく、将来にわたって異動・転勤をする見込みがあるかについて、事業所の就業規則や慣行などをとくに判断してください。また、転勤の範囲について全国転勤、エリア限定などの違いがあるかどうかも含めて判断してください。

問19 あなたの現在の会社での待遇に関する説明についてお答えください。

- (1) 現在の会社でパートタイム・有期雇用労働者として雇われるとき(更新時含む)、会社(職場の上司又は人事担当者等)から、あなたの待遇(賃金、教育訓練、福利厚生等)について説明はありましたか。また、その説明内容はどうでしたか。

説明があった	説明内容を理解した	1
	説明内容を理解できなかった	2
特に説明はなかった		3
令和2年4月(中小企業で働いている場合は、令和3年4月)より前に雇われていた、又は令和2年4月(中小企業で働いている場合は、令和3年4月)以降に更新のタイミングがなかった		4

47

- (2) 令和2年4月(中小企業で働いている場合は、令和3年4月)以降、現在の会社であなたと正社員の待遇(賃金、教育訓練、福利厚生等)の相違の内容や理由について、会社(職場の上司又は人事担当者等)に説明を求めたことはありますか。また、その説明内容はどうでしたか。

説明を求めたことがある	説明があり納得した	1
	説明はあったが納得しなかった	2
	説明してもらえなかった	3
説明を求めたことはない		4

48

説明を求めたことがない理由は何ですか。最も当てはまるものをお答えください。

納得しているから	自分の労働条件に関心がないから	説明を求めると不利益な負担をされるおそれがあるから	説明を求めやすい雰囲気がないから	誰に説明を求めれば良いかわからないから	その他
1	2	3	4	5	6

49

問20 現在の会社や仕事をどのように考えていますか。

不満・不安がある場合には該当するものをすべて選んでください。

不満・不安がある	雇用が不安定	01
	勤続が長いのに有期契約である	02
	賃金が少ない	03
	所定労働時間が希望に合わない	04
	労働時間が不規則	05
	所定外労働(残業)が多い	06
	休暇がとりにくい	07
	業務量が多い	08
	仕事の責任が大きい	09
	自分の能力が活かせない	10
	昇進機会に恵まれない	11
	適正な評価を得られない	12
	正社員になれない	13
	教育訓練を受けられない	14
	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	15
	職場の人間関係が良くない	16
	その他	17
不満・不安はない		18

50

賃金についての不満・不安について、すべてお答えください。

基本給が少ない	昇給がない(少ない)	賞与がない(少ない)	退職金がない(少ない)	手当(通勤手当、扶養手当、住宅手当など)がない(少ない)	有給の休暇制度(慶弔休暇、病欠休暇など)がない(少ない)	その他
1	2	3	4	5	6	7

51

上記の回答の中で、最も不満・不安の高いものは何ですか。該当する番号を1つ記入してください。

52

問21 今後の働き方についてお答えください。

あなたは、今後の働き方についてどのように考えていますか。

正社員になりたい		現在の雇用形態で仕事を続けたい		その他(自営業をしたい、正社員以外で正社員と同じくらいの時間働きたい等)	仕事をやめたい
現在の会社で	別の会社で	現在の会社で	別の会社で		
1	2	3	4	5	6

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

正社員になりたいと考える理由は何ですか。該当するものを3つまで選んでください。

より多くの収入を得たいから	1
正社員の方が雇用が安定しているから	2
キャリアを高めたいから	3
より経験を深め、視野を広げたいから	4
自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	5
専門的な資格・技能を活かしたいから	6
家庭の事情(育児・介護等)による制約がなくなる(なくなった)から	7
その他	8

あなたが正社員になる際に、勤務時間・勤務地・職種を限定した「多様な正社員(限定正社員)」制度があれば選びたいと思いませんか。選びたい場合、その制度を選びたいですか。

該当するものをすべて選んでください。

選びたい	勤務時間を限定した(短時間)正社員(注6)	1
	勤務地を限定した(転動のない)正社員(注7)	2
	職種を限定した(職務内容の変更がない)正社員(注8)	3
選びたいとは思わない(通常の正社員がいい)		4

(注6)「勤務時間を限定した(短時間)正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間(日数)が短い正社員をいいます。

(注7)「勤務地を限定した(転動のない)正社員」とは、事業所において、正社員に対して勤務地の変更(転勤)を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

(注8)「職種を限定した(職務内容の変更がない)正社員」とは、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいいます。

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年11月30日(火)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

職 種 分 類 表

6頁の間12については、この表を参照し、記入してください。

職種	職種内容
1	<p>管理的な仕事</p> <p>課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など</p>
2	<p>専門的・技術的な仕事</p> <p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など</p>
3	<p>事務的な仕事</p> <p>一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出札係など</p>
4	<p>販売の仕事</p> <p>商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、賃貸の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞社社員、不動産仲介人など</p>
5	<p>サービスの仕事</p> <p>理容・美容・クリーニング・調理・接客・喫煙など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーカー、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など</p>
6	<p>保安の仕事</p> <p>社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など</p>
7	<p>生産工程の仕事</p> <p>生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など</p>
8	<p>輸送・機械運転の仕事</p> <p>機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など</p>
9	<p>建設・採掘の仕事</p> <p>建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。) 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機架付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内探鉱員、石切工、砂利採取員など</p>
10	<p>運搬・清掃・包装等の仕事</p> <p>主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など</p>
11	<p>その他の仕事</p> <p>農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。</p>

※この表は、日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)に基づいています。

12 集計項目一覧表

【事業所調査】

★・・・集計項目 ●・・・表頭 ○・・・表側 ☆・・・表別

統計原表番号	報告書統計表番号	集計項目			の事業所の属性	事業所産業分類番号	問1		問2						問3	問4	問5	問6				
							企業全体の常用労働者数	事業所の常用労働者数	(1)			(2)						(3)			(1)	(2)
									規模	規模	正社員の労働者数(男女)	うち短時間正社員の労働者数(男女)	無期雇用パートタイムの労働者数(男女)	有期雇用パートタイムの労働者数(男女)				有期雇用フルタイムの労働者数(男女)	パートタイム・有期雇用労働者数のうち定年後、継続雇用している労働者数	臨時労働者数(男女)		
1-1		★			○	○	○	●	●	●	●	●	●	●								
1-2	1、参考表1、参考表2	★			○	○	○	●	●	●	●	●	●	●								
2-1			★		○	○	○	●	●	●	●	●	●	●								
2-2	2-1、参考表3		★		○	○	○	●	●	●	●	●	●	●								
2-3	2-2、参考表4、参考表5		★		○	○	○	●	●	●	●	●	●	●								
3	3		★		○	○	○			●	●	●	●									
4-1			★			○									○	●						
4-2	4		★			○									○	●						
5	5		★			○									○	☆	●					
6	6		★			○									○	☆		●				
7	7		★			○									○	☆		●				
8	8		★			○									○	☆						
9	9-1		★			○									○	☆						
特9	9-2		★			○									○	☆						
10	10-1		★			○									○	☆						
特10	10-2		★			○									○	☆						
11	11		★			○									○							
12	12		★			○									○							
13	13		★			○									○							
14	14		★			○									○							
15	15		★			○									○							
16	16		★			○									○							
17	17		★			○									○							
18	18		★			○									○							
19	19		★			○									○							
20	20		★			○									○							
21	21		★			○									○							
22	22		★			○									○							
23	23		★			○									○							

問7	問8	問9	問10				問11			問12			問13	問14	問15		報告書統計表番号	報告書統計表番号	
			(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)			パートタイム・有期雇用労働者との待遇の見直し内容	パートタイム・有期雇用労働者と正社員の待遇差の禁止に対応するための見直しの有無			
就業形態別基本給決定の際に考慮した内容	就業形態別教育訓練の実施状況	就業形態別各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況	パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度の有無	パートタイム・有期雇用労働者を正社員に転換する際の転換基準	パートタイム・有期雇用労働者を正社員に転換する際の雇用形態	パートタイム・有期雇用労働者を正社員に転換する際の雇用形態	過去3年間におけるパートタイム・有期雇用労働者の正社員転換希望者、転換者の有無	パートタイム・有期雇用労働者を正社員に転換する際に支障となつてゐる点	パートタイム・有期雇用労働者を正社員に転換する際の待遇の説明実施状況	パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明の有無	パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明方法	パートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無
																		1、参考表1、 参考表2	1
																		2-1、参考表3	2-1
																		2-2、参考表4、 参考表5	2-2
																		3	3
																		4	4
																		5	5
																		6	6
																		7	7
●																		8	8
	●																	9-1	9-1
	●																	9-2	9-2
		●																10-1	10-1
		●																10-2	10-2
			●															11	11
				●														12	12
					●													13	13
						●												14	14
							●											15	15
								●										16	16
									●									17	17
											☆●							18	18
												●						19	19
													●					20	20
														●				21	21
															●			22	22
																●		23	23

問10		問11		問12	問13		問14		問15		問16	問17		問18	問19		問20		問21		統計原表番号	報告書統計表番号		
(1)	(2)			職種	役職の有無	役職の内容	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無	同じ業務を行っている正社員と比較した賃金等処遇面についての意識	(1) 教育訓練（OJT）の状況	(2) 教育訓練（Off-JT）の有無・内容	パートタイム・有期雇用労働者が利用できる福利厚生	パートタイム・有期雇用労働者が利用できる休暇制度	休暇の取得のしやすさ	休暇が取得しにくい理由	(1) 採用時等における待遇についての説明状況	(2) 説明を求めたことがない理由	現在の仕事に対する不満・不安の有無及び内容	賃金に対する不満・不安	賃金について、最も不満・不安の高い内容	今後の働き方の希望			正社員になりたいと考える理由	正社員になった場合に希望する制度
				○																		1-1		
				○																			1-2	1
				○																			2	2
				○																			3	3
				○																			4	4
																							5	5
																							6	6
																							7	7
																							8	8
				○																			9	9
				○																			10	10
				○																			11	11
				○																			12	12
																					○		13	13
																					○		14	14
				○																			15	15
				○																			16	16
●				○																			17	17
○	●																						18	18
○		●																					19	19
			●																				20	20
				●																			21	21
				○	●	●																	22	22
				○	○		●																23	23
				○	○			●															24	24
				○	○				●														25	25
				○	○					●													26	26
				○	○						●												27	27
				○	○							●											28	28
				○	○								●										29	29
				○	○									●									30	30
				○	○										●								31	31
				○	○											●							32	32
				○	○												●						33	33
				○	○													●					34	34
				○	○			○											●				35	35
				○	○			○											●	●			36	36
				○	○															●			37	37
				○	○																●		38	38
				○	○																	●	39	39

13 抽出率表等

(1) 事業所調査抽出率表

事業所産業区分		事業所規模				
		1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
C	鉱業、採石業、砂利採取業	—	1/1	1/1	1/1	1/4
D	建設業	1/1	1/1	1/4	1/31	1/749
E-1	消費関連製造業	1/1	1/3	1/12	1/23	1/279
E-2	素材関連製造業	1/1	1/3	1/12	1/23	1/251
E-3	機械関連製造業	1/3	1/4	1/16	1/23	1/176
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/1	1/1	1/5	1/14
G	情報通信業	1/1	1/1	1/11	1/17	1/108
H	運輸業、郵便業	1/1	1/5	1/23	1/76	1/186
I-1	卸売業	1/1	1/1	1/8	1/23	1/378
I-2	小売業	1/1	1/3	1/52	1/320	1/1414
J	金融業、保険業	1/1	1/1	1/2	1/39	1/191
K	不動産業、物品賃貸業	1/1	1/1	1/2	1/7	1/125
L	学術研究、専門・技術サービス業	1/1	1/1	1/5	1/9	1/226
M	宿泊業、飲食サービス業	1/1	1/1	1/5	1/246	1/717
N	生活関連サービス業、娯楽業	1/1	1/1	1/3	1/50	1/297
O	教育、学習支援業	1/1	1/1	1/18	1/206	1/635
P	医療、福祉	1/3	1/6	1/28	1/80	1/856
Q	複合サービス事業	1/1	1/1	1/2	1/4	1/64
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/1	1/4	1/25	1/37	1/339

※抽出率の分母は小数点以下を四捨五入して表示している。

(2) 単独事業所及び本所抽出率表

企業産業区分		企業の常用労働者数						
		1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人
C	鉱業，採石業，砂利採取業	1/1	-	1/1	1/1	1/1	1/1	1/4
D	建設業	1/1	1/1	1/2	1/9	1/21	1/42	1/742
E-1	消費関連製造業	1/2	1/2	1/3	1/16	1/24	1/30	1/246
E-2	素材関連製造業	1/2	1/3	1/4	1/19	1/27	1/31	1/249
E-3	機械関連製造業	1/3	1/4	1/4	1/20	1/25	1/28	1/184
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/4
G	情報通信業	1/1	1/2	1/3	1/11	1/14	1/16	1/98
H	運輸業，郵便業	1/2	1/3	1/4	1/20	1/29	1/37	1/178
I-1	卸売業	1/2	1/3	1/4	1/19	1/31	1/39	1/359
I-2	小売業	1/4	1/4	1/5	1/21	1/33	1/55	1/648
J	金融業，保険業	1/1	1/1	1/2	1/4	1/3	1/3	1/34
K	不動産業，物品賃貸業	1/1	1/1	1/1	1/5	1/8	1/10	1/115
L	学術研究，専門・技術サービス業	1/1	1/2	1/2	1/7	1/11	1/13	1/228
M	宿泊業，飲食サービス業	1/3	1/3	1/3	1/15	1/22	1/31	1/528
N	生活関連サービス業，娯楽業	1/1	1/2	1/2	1/10	1/17	1/21	1/189
O	教育，学習支援業	1/2	1/2	1/2	1/8	1/12	1/18	1/125
P	医療，福祉	1/3	1/6	1/10	1/48	1/60	1/71	1/784
Q	複合サービス事業	1/1	1/1	1/1	1/2	1/1	1/1	1/3
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/3	1/4	1/6	1/25	1/33	1/39	1/312

※抽出率の分母は小数点以下を四捨五入して表示している。

(3) 個人調査抽出

就業形態	1事業所当たり個人調査対象数の上限
無期雇用パートタイム	5人
有期雇用パートタイム	3人
有期雇用フルタイム	5人

事業所調査で回答のあった事業所のうち、半数の事業所を対象に、事業所の産業、規模を問わず、労働者の就業形態ごとに上記の人数を上限として、個人調査の対象労働者を抽出した。

それぞれの就業形態について、各事業所において就業している人数が上記を下回る場合は、全員を個人調査の対象とした。

個人調査の対象労働者が、合計で約 23,000 人となったところで抽出を終了した。

II 調査結果の利用上の注意

1 調査結果利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しないことがある。
- (2) 報告書掲載統計表中の複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。
- (3) 表章記号について
 - ア 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - イ 「-」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。
 - ウ 「・」は、統計項目があり得ないことを示す。
 - エ 「…」は、調査をしていないことを示す。
 - オ 「*」は、サンプル数の少ないものであるので注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では2以下、労働者数では9以下の場合、分母に付記している。
- (4) 臨時労働者の定義については、前回平成28年パートタイム労働者総合実態調査のものから変更しており、平成28年パートタイム労働者総合実態調査との比較の際には注意を要する（「2 主な用語の定義・解説」の「臨時労働者」参照）。
- (5) 事業所調査で把握した労働者割合と個人調査の労働者割合は、結果の推計方法の違いにより、一致しないことがある。
- (6) 集計項目のうちには一部報告書に掲載されていないものがある。
- (7) 「企業規模」の内訳には、「官公営」は含まない。このため、この内訳の和は「総数」と一致しない。
- (8) 事業所調査のうち企業割合を表章する統計表は、調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所からの回答に基づく結果を掲載しており、企業に係る調査結果となっている。このため、事業所に係る調査結果である平成28年パートタイム労働者総合実態調査の結果とは接続しない。
- (9) 個人調査について、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の定義と、平成28年パートタイム労働者総合実態調査の「パート」の定義とは一致しない。このため、平成28年パートタイム労働者総合実態調査の結果とは接続しない。

2 主な用語の定義・解説

- (1) 常用労働者
 - 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者
- (2) 就業形態

ア 正社員

常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者を除いた正規雇用の労働者をいう。
(短時間正社員を含む。)

イ パートタイム・有期雇用労働者

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の就業形態の労働者をいう。

ウ 無期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

エ 有期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

オ 有期雇用フルタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）と同じ労働者をいう。

カ パートタイム

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう。

キ パート（平成28年パートタイム労働者総合実態調査）

「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」において、正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者（短時間正社員は含まない）をいう。

(3) 教育訓練

ア OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。

イ Off-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。

(4) 事業所産業及び企業産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいて、次のように分類して表章している。

産 業	表章コード	産業分類番号
鉱業, 採石業, 砂利採取業	C	C05
建設業	D	D06～08
製造業	E	E09～32
消費関連製造業	E - 1	E09～11, 13, 15, 20, 32
素材関連製造業	E - 2	E12, 14, 16～19, 21～24
機械関連製造業	E - 3	E25～31
電気・ガス・熱供給・水道業	F	F33～36
情報通信業	G	G37～41
運輸業, 郵便業	H	H42～49
卸売業, 小売業	I	I50～61
卸売業	I - 1	I50～55
小売業	I - 2	I56～61
金融業, 保険業	J	J62～67
不動産業, 物品賃貸業	K	K68～70
学術研究, 専門・技術サービス業	L	L71～74
宿泊業, 飲食サービス業	M	M75～77
生活関連サービス業, 娯楽業	N	N78～80
教育, 学習支援業	O	O81, 82
医療, 福祉	P	P83～85
複合サービス事業	Q	Q86, 87
サービス業 (他に分類されないもの)	R	R88～95